

## 北九州・大阪・豊田事業エリア（安定器・汚染物等）及び大阪事業エリア（変圧器・コンデンサー等）の計画的処理完了期限に向けた状況と JESCO の取組状況について

令和2年度に処分期間末を迎え令和3年度に計画的処理完了期限を迎える北九州・大阪・豊田事業エリアの安定器・汚染物等及び大阪事業エリアの変圧器・コンデンサー等について、現在、北九州事業エリアの変圧器・コンデンサー等の処理における経験を活かしながら処理促進の取組を進めているところである。その状況について、以下にご報告する。

### 1. 北九州・大阪・豊田事業エリア（安定器・汚染物等）における取組

#### (1) JESCO の取組

- ・平成21年度から令和2年7月末までの間に、北九州事業エリアにおいては処理対象重量の97.5%の処理を行っている。豊田事業エリアにおいては56.1%、大阪事業エリアにおいては56.3%、合わせて56.2%の処理を完了している。
- ・安定器・汚染物等の処理済物については、卒業判定分析を行い、基準値以下になっていることを確認して外部払い出しを実施している。
- ・地域専任営業体制で、少量保管事業者への説明会や個別説明を行うことで契約の促進に努めている。具体的には、登録済みの保管事業者に対して計画的に説明会や個別説明を案内し、契約、処理に向けた対応について詳細に説明し、また中小企業者等軽減制度に係る登録書類の記入について助言している。
- ・多量保管事業者や国・自治体については、年度別搬入計画を立案のうえ、搬入前年度に次年度搬入量を確定させていただいている（主に大阪事業・豊田事業エリア）。

#### (2) 自治体等と連携した取組

- ・毎月、北九州市、九州地方環境事務所、JESCOによる定例会議（市主催）を開催し、関係自治体との打合せ状況、登録・契約の状況、搬入計画等について情報共有のうえ、自治体や地方環境事務所との早めの協力体制構築等について、指導・助言をいただいている。
- ・北九州事業エリアでは、未処理事業者一覧を用いて、毎月各自治体とともに個別保管事業者の状況を確認し、契約・搬入に向けた手続きを順次計画的に進めている。
- ・大阪事業・豊田事業エリアでは、北九州営業課の安定器・汚染物等の

担当者が毎月大阪営業課又は豊田営業課の変圧器・コンデンサー等の担当者とともに各自治体を訪問・打合せを行い、安定器・汚染物等の保管者と変圧器・コンデンサーの保管者の情報を同時に共有している。こうした活動を通じ、安定器・汚染物等の保管者が変圧器・コンデンサーも保管していないか、その逆がないか、自治体とともに確認している。

### (3) 関係機関・関係団体と連携した取組

- ・北九州事業エリアでは、九州地方環境事務所が中心となって、関係団体に連絡のうえ、掘り起こし調査を実施中である。大阪事業エリアでは、経済産業省・環境省共催の事業者向け説明会、また豊田事業エリアでは、県主催の関係団体向けの説明会の開催が予定されており、これに協力している。また、これらの機会を通じて登録・契約手続きの周知を進めている。

## 2. 大阪事業エリア（変圧器・コンデンサー等）における取組

### (1) JESCO の取組

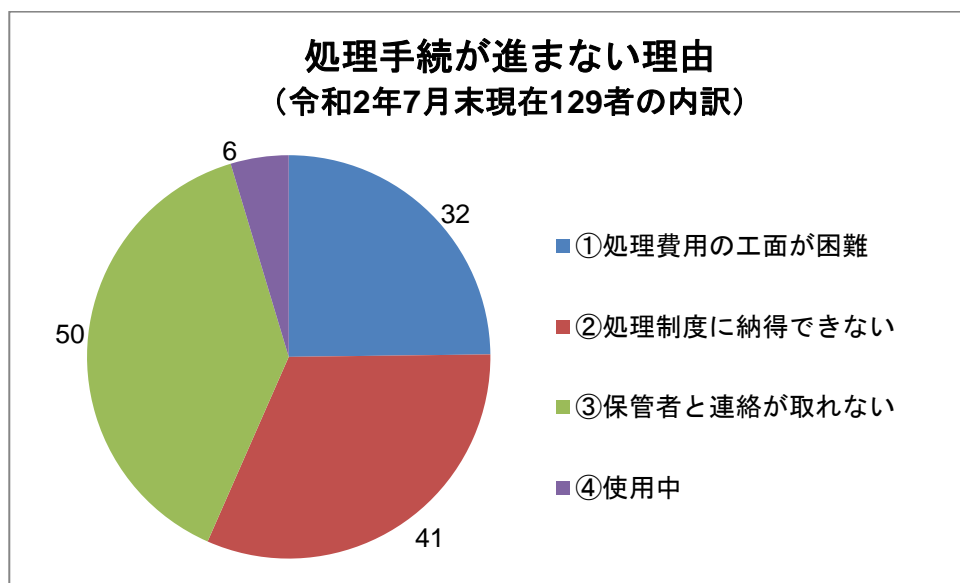
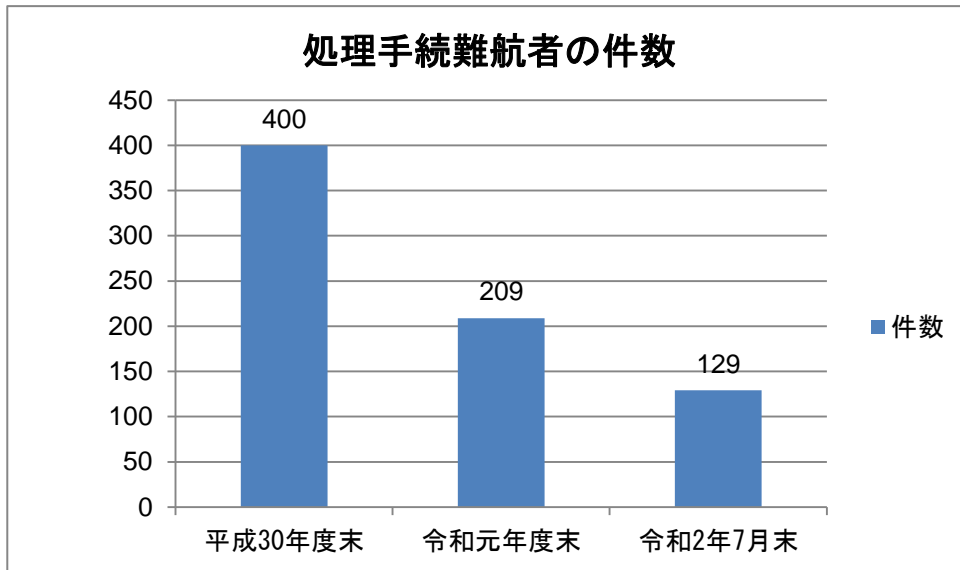
- ・平成 18 年度から令和 2 年 7 月末までの間に、大阪事業エリアにおいては、変圧器類について処理対象台数の 99.0%、コンデンサー類について同 97.4%、PCB 油類について処理対象本数の 90.3%を処理済みである。
- ・地域専任営業体制で、保管事業者への個別訪問・個別説明を行うことで契約を促進している。具体的には、登録がなされ次第、保管事業者をできるだけ早く訪問し、契約、処理に向けた対応について説明し、また中小企業者等軽減制度に係る登録書類の記入に対する助言を行っている。
- ・新型コロナウイルス感染症の流行による契約・搬入等への影響が大阪事業エリアで 22 件（令和 2 年 11 月 1 日現在）<sup>※1</sup>となっており、今後の保管者の状況を注視するとともに、環境省並びに関係自治体とも情報共有を行っている。  
※1 全国でこれまでに確認された契約・搬入等への影響は、71 件。  
一部は回復し、令和 2 年 10 月 1 日時点での影響は、67 件。
- ・処分期間が目前に迫る中で搬入までの手続きを保管事業者に円滑に行っていただくため、北九州事業エリアでの対応を参考に、JESCO 本社では契約の有効期間の変更や発効条件付契約書の適用時期の調整など契約方式の整理、システム化を実施している。

## (2) 自治体等と連携した取組

- ・毎月、大阪市との定例会議を開催し、搬入・処理の進捗の状況について情報を共有し、市より指導・助言をいただいている。
- ・北九州事業エリアにおいて、計画的処理完了期限経過後に見つかり継続保管となった案件の中に、電気絶縁物処理協会台帳（P協データ）に掲載されていた事業者がかなりの割合で含まれていた。このことを踏まえると、掘り起こし調査の際にP協データを活用することが継続保管案件の抑制には有効と考えられる。こうした観点から各自治体には、PCB 特措法及び電気事業法、P協データと JESCO 登録データとを突合した「未登録台帳」を配布するとともに、未処理事業者一覧を用いて各自治体とともに個別保管事業者の状況を確認し、契約・搬入に向けた手続きの促進を図っている（処理率が100%近くまで上がっているため、効率的な大量処理という段階は終わり、残る個別案件の対応が中心となっている。）。
- ・自治体の掘り起こし調査の状況については、随時情報共有を行っており、未処理事業者一覧に追加している。掘り起こし調査により新たに発覚する案件は引き続き存在するが、これらの保管事業者は基本的には処理意思を有していることから迅速な契約締結を働き掛けており、総じて総ざらいは順調に進捗している。
- ・登録をしていただけない、又は登録後に処理のための手続きをしていただけない、いわゆる「処理手続難航者」については、JESCOでの対応に限界が生じている場合は自治体・地方環境事務所との共同での対応を依頼するなど、連携して対処している。
- ・契約手続きに応じていただかず、登録済未契約の状態が長引いている事業者等（処理手続難航者）が平成30年度末は400件だったが、自治体とも連携した取組の結果、令和元年度末は209件、令和2年7月末は129件まで削減させている。
- ・処理手続が進まない理由としては、①処理費用の工面が困難：32件、②処理制度に納得できない：41件、③保管者と連絡が取れない：50件<sup>※2</sup>、④使用中：6件となっているが、自治体とともに処理促進に向けた取組に尽力している。

※2 保管者と連絡が取れない50件の内訳は、以下の通り。

A：過去に一度は機器保有を確認した記録があるが、その後保管者と連絡が取れていない	21件
B：保管者と連絡は取れるが、機器は未確認（訪問拒否）	7件
C：機器の有無不明、保管者とも連絡取れず	22件



(3) 関係機関・関係団体と連携した取組

- ・各地の電気協会が主催する電気使用安全月間説明会等の機会を通じ、電気主任技術者等に対する周知を行っている。